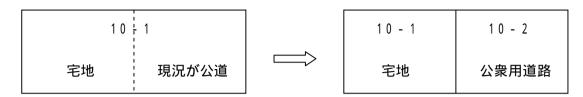
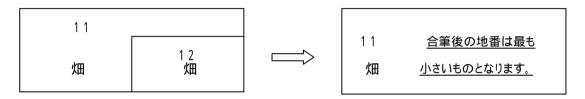
地籍調査でできること・できないこと

できること・・・・〇

分 筆 … 土地の一部を分割して、二筆以上の土地とすること。



合 筆 … 隣接する数筆の土地を合わせて一筆の土地とすること。



- 但し、ア・字が同じであり、土地所有者が同じであること。
 - イ・現況地目が同じであること。
 - ウ・抵当権、地上権など<u>所有権以外の権利設定がない</u>もの。(抵当権は例外あり) に限定されます。
- 一部合併 … 土地の一部を隣接した土地の一部に含めること。

13		14		13	14
畑	宅地	宅地	$\qquad \Longrightarrow \qquad$	畑	宅地

地目変更 … 登記の地目と現況の地目が異なる場合、調査により変更します。 但し、農地の地目変更については農業委員会と協議になります。

地番変更 … 枝番がイ・ロ・ハ…となっている場合は数字に変更します。

できないこと・・・・×

名義変更(相続や売買等土地の所有権を変えることは出来ません。)

所有権以外の権利(抵当権・地上権等)の設定や解除